

平成 28 年度 就学援助制度のお知らせ

むかわ町教育委員会

むかわ町では、町立小中学校に通学するお子さまがいるご家庭で、経済的な理由により就学に必要な経費の負担が困難な保護者の方に、学用品費等の一部を援助しています。

援助を希望される場合は、次により申請手続きを行ってください。

なお、生活保護を受けている方は、申請書を提出していただく必要はありません。

1 対象となる方

平成 27 年度または平成 28 年度において次に該当する方

援助を受けたい理由	申請書に添付する書類
・生活保護が停止または廃止となった	証明書の添付は必要ありません
・市町村民税が非課税または全額免除とされている ※土地建物等、資産の売却や譲渡に伴う損失計上や住宅取得控除によるものは除きます。	平成 27 年中の決定通知書等、実際の状況を証明できる書類の写し ※複数に該当する場合は、該当項目すべての証明書類が必要となります。
・個人事業税が減免されている ※災害等により、個人事業税が減免となった方	
・国民年金の掛金が減免されている	
・国民健康保険法に基づく保険料が減免または徴収の猶予されている	
・固定資産税が減免されている ※災害等により、固定資産税が減免となった方	
・児童扶養手当を受給している ※児童扶養手当は、主にひとり親家庭に対し支給される手当です。子ども手当、特別児童扶養手当のみを受給している場合を除きます。	
・世帯更生資金の貸付を受けている	
・失業対策事業適格者手帳を有する日雇労働者または職業安定所登録日雇労働者	失業対策手帳または登録書等
・その他、経済的理由でお困りの方 ※認定は、世帯全員の収入状況を確認し、町で定める基準に該当する方となります。	平成 27 年中における世帯（同一世帯で生計を共にする同居者）全員の収入を証明する書類 〔源泉徴収票または確定申告、もしくは平成 28 年度の町道民税申告書の写し〕

2 援助する経費

学用品費、通学用品費、新入学児童・生徒学用品費等、学校給食費、修学旅行費、校外活動費、体育実技用具購入費、クラブ活動費、生徒会費、PTA 会費、医療費（う歯及び結膜炎などの学校病にかかるもの）

※ 学年によって受けられないものがあります。

裏面へ

※ 支給項目のうち、体育実技用購入費等の実費による支給(限度額あり)については、認定後に、実際の購入額を把握するためのレシート・領収書の提出が必要となります。

3 申請手続き

- (1) 下記の「平成28年度就学援助費申込書」に必要事項を記入のうえ、お子さまが通学する学校に提出し、「就学援助費申請書」をお受け取り下さい。
- (2) お受け取りになった「就学援助費申請書」に必要書類を添付し、下記期日までに学校へご提出下さい。

次の方は、 月 日まで

- ・在籍する学校に進級する児童生徒（小学校１～５年生、中学校１・２年生）の保護者
- ・今年、新たに入学する１年生で、その学校に兄、姉がいる児童生徒の保護者

次の方は、 月 日まで

- ・今年、新たに入学した新1年生で、その学校に兄、姉がいない児童生徒の保護者

※平成２８年１月２日以降にむかわ町に転入された方は、平成２８年１月１日現在の居住地の所得証明書の提出が必要となります。

※認定・否認定は、6月下旬を予定しています。

※上記期日以降に、離婚や失業などの世帯状況に変化があった場合は、随時申請を受け付けておりますが、援助の種類によっては支給対象とならない場合があります。

4 問い合わせ先

ご不明な点は、むかわ町教育委員会 各事務局までご連絡下さい。

鵜川地区：生涯学習課学校教育グループ（TEL 42-2484）

穂別地区：教育振興室学校教育担当 (TEL 4 5 - 2 1 1 3)

3

..... ✂ ✂ 切り取り線 ✂ ✂

平成28年度 就学援助費申込書

平成 年 月 日

学校名

保護者氏名	学年・学級	年 組	年 組	年 組
⑩	児童・生徒氏名			

※下記欄は学校で記入しますので、保護者の方は記入しないでください。

学校記入欄	世帯票交付	月	日	世帯票受理	月	日
-------	-------	---	---	-------	---	---